

一般国道2号改築工事（福山道路）の事業認定に係る  
社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

会議及び議事録については、社会資本整備審議会運営規則（以下「規則」という。）第7条第1項ただし書の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とした。このため、同条第2項に基づき、下記のとおり議事要旨を公開する。

記

1. 開催日 令和3年5月17日（月）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議題 一般国道2号改築工事（福山道路）の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から社会資本整備審議会に意見聴取の申出があり、規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道2号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和と字梓田奥地内から同市赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高圧送電線付替工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通大臣の判断は、相当なものであると認める。」との意見が議決された。

公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・事業認定区間の住民にとっては、地域内交通の渋滞緩和のメリットがあるものの、通過交通の公益性増大などの位置づけが大きい道路であるということに鑑みれば、地元住民へ十分配慮した対応を図っていく必要があるのではないか。
- ・道路の整備によって、自分たちの風景や住んでいた場所が失われ、地域住民が不利益を被るといったことに対して、影響緩和措置の実施等、十分配慮した対応を図っていく必要があるのではないか。
- ・事業反対者が多い現状を踏まえ、渋滞緩和などの話のみならず、より詳しく整備効果を説明した方が良いのではないか。